

平成25年 7月11日

## お 知 ら せ

件 名	水防法改正に伴う支援体制の強化について
-----	---------------------

### お知らせ内容

7月11日から施行される改正水防法において、地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者等（以下、「事業者等」）については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等の自衛水防の措置を行うことが位置づけられました。

このため、北海道開発局では、各開発建設部に設置している「河川災害情報普及支援室」を相談窓口とし、水防計画を作成する「自治体」や自衛水防の取り組みを行う「事業者等」を積極的に支援することで、地域の水防力の向上を図ります。

水防法改正の詳細については国土交通省のホームページをご覧ください。

（国土交通省 報道・広報URL）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000626.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000626.html)

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 河川管理課	河川情報管理官	時岡 真治	709-2311 内線5322
	北海道開発局 河川管理課	水災害予報専門官	福田 勝之	709-2311 内線5529

(別添)

○河川災害情報普及支援室について

(1) 河川災害情報普及支援室の役割

- 一 河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- 二 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- 三 水防連絡協議会の運営
- 四 その他、災害情報を普及するために必要な支援

(2) 河川災害情報普及支援室の設置場所

開発建設部名	担当課	問い合わせ先
札幌開発建設部	河川管理課	TEL:011-611-0340
函館開発建設部	工務課	TEL:0138-42-7604
小樽開発建設部	工務課	TEL:0134-23-5195
旭川開発建設部	治水課	TEL:0166-32-4245
室蘭開発建設部	治水課	TEL:0143-25-7045
釧路開発建設部	治水課	TEL:0154-24-7250
帯広開発建設部	治水課	TEL:0155-24-4105
網走開発建設部	治水課	TEL:0152-44-6445
留萌開発建設部	治水課	TEL:0164-43-5515